

○財務省告示第六十号  
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省  
令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和  
元年六月十日に発行した政府短期証券の発行条件  
等を次のとおり告示する。  
令和元年七月五日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第八百三十七回）  
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第七条第一項、財政融  
の法律及びそ 資資金法（昭和二十六年法律第  
百号）第九条第一項並びに特別  
会計に関する法律（平成十九年  
法律第二十三号）第八十三条第  
一項、第九十四条第二項、同条  
第四項、第九十五条第一項、第  
百三十六条第一項及び第三百十  
七条第一項  
三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。  
四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に行われる入札  
であつて、財務大臣が各国債市  
場特別参加者ごとに応募限度額  
を定めるものによる発行（以下

八		七		六		五	
額最		イ 払 込 金 額		イ 発 行 額		イ 募 入 決 定 の	
低	行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国 入 札 格	行 争 非 者 特 国 入 札 格	行 争 非 者 特 国 入 札 格	行 争 非 者 特 国 入 札 格	行 争 非 者 特 国 入 札 格	行 争 非 者 特 国 入 札 格
額	入 札 格 第 I 加 場 行 争	入 札 格 第 I 加 場 行 争	入 札 格 第 I 加 場 行 争	入 札 格 第 I 加 場 行 争	入 札 格 第 I 加 場 行 争	入 札 格 第 I 加 場 行 争	入 札 格 第 I 加 場 行 争
面	金	金	金	金	金	金	金
五		八	七	三	三		
万		万	千	万	兆	額	億
円		円	四	万	五	面	五
			百	千	千	金	千
			五	円	五	額	万
			十		百	で	円
			七		五	七	で
			億		十	千	三
			六		七	四	兆
			千		億	百	五
			八		千	五	千
			百		億	十	五
			三		千	五	百
			十		九	十	四
					百		

各 申 込 み の うち 応募 額 を 順 次 割 り  
 各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 の 申  
 込 み 限 度 額 の 範 囲 内 に お い て 各 申  
 込 募 入 決 定 の  
 一 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ・ 第 I 非

十 六	十 五	十 四	十 三		十 二					十 一	十 一	九				
払 込 期 日	者 入 札 参 加	場 所 支 払	元 金 支 払 額	償 還 金 額	償 還 期 限	行 争 入 札 発 競	非 価 格 競	者 第 I	特 別 参 加	国 債 市 場	入 札 発 行 争 格	発 行 行 価 格 日	振 替 単 位			
令 和 元 年 六 月 十 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	日 本 銀 行	額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円	償 還 金 を 支 払 う 。	当 た る と き は 、 そ の 翌 営 業 日 に	た だ し 、 償 還 期 が 銀 行 休 業 日 に				厘 額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 三 銭 六	厘 額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円 三 銭 四	令 和 元 年 六 月 十 日	す る 。	額 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿